第５９回千葉市都市計画審議会 議事録

１　日　時：令和３年２月３日（水）　１３時００分～１４時１０分

２　場　所：千葉市役所本庁舎　８階正庁

３　出席者

（委員 22 名）北原理雄会長、長谷部衡平委員、根上彰生委員（WEB 参加）、岩山眞士委員、
諏訪園靖委員（WEB 参加）、福田敦委員（WEB 参加）、周藤利一委員（WEB 参加）、
松薗祐子委員（WEB 参加）、押田佳子委員（WEB 参加）、稲垣景子委員（WEB 参加）、
岡田慎委員、森山和博委員、川合隆史委員、宇留間又衛門委員、中村公江委員、
石井茂隆委員、
河村俊信委員（代理 斯波恭太郎 千葉運輸支局首席運輸企画専門官）、
土井弘次委員（代理 坂井康一 千葉国道事務所所長）、
佐藤剛委員（代理 太田哲夫 千葉県警察本部交通規制課理事官兼管制センター長）、
有留武司委員、寺原譲治委員（WEB 参加）、松林正一郎委員（WEB 参加）

（事務局）　鈴木副市長、青柳都市局長、竹本都市局次長、
青木都市部長、橋本都市計画課長、桜田都市計画課長補佐、
浜田建築部長、豊田建築指導課長、川瀬産業廃棄物指導課長、木下環境規制課長、
日暮道路計画課長

４　議　題

第１号議案　千葉都市計画道路の変更について（千葉市決定）
＜幕張本郷松波線＞

第２号議案　建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について
＜浜野町における中間処理施設＞

５　議事の概要

第１号議案　千葉都市計画道路の変更について（千葉市決定）
＜幕張本郷松波線＞
全員賛成により原案のとおり可決されました。

第２号議案　建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について
＜浜野町における中間処理施設＞
全員賛成により原案のとおり可決されました。

６　会議経過　次頁以降のとおり

午後　１時００分　開会

【司会】　それでは、定刻になりましたので、ただいまより第59回千葉市都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます都市計画課の須合と申します。よろしくお願いいたします。

本日の審議会の開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員の皆様方にはウェブでのご出席もご案内させていただいており、本日は９名の方にウェブ出席をしていただいております。

また、会場にお集まりの委員は10名でございますので、合計で23名中19名ご出席いただいております。過半数に達しておりますので、千葉市都市計画審議会条例第５条第２項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

また、委員の皆様におかれましては、マスクを着用し会議を進行するとともに、会議の発言の際に使用するマイクはその都度消毒をさせていただきますので、皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本審議会よりＺｏｏｍの画面共有機能を使用し、議案の説明をさせていただきますが、ウェブ出席の委員におかれましては、必要に応じ、事前にお配りさせていただいております説明スライドデータをご参照いただければと思います。

続きまして、関係行政機関の代理出席の方をご紹介いたします。

国土交通省関東運輸局長の代理で、千葉運輸支局主席運輸企画専門官の斯波恭太郎様がご出席です。

【斯波委員代理】　斯波でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】　国土交通省関東地方整備局長の代理で、千葉国道事務所長の坂井康一様です。本日は、ウェブでのご出席です。

【坂井委員代理】　坂井でございます。よろしくお願いします。

【司会】　よろしくお願いいたします。

続きまして、千葉県警察本部交通部長の代理で、交通規制課理事官兼管制センター長の太田哲夫様でございます。

【太田委員代理】　太田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】　それでは、事務局を代表しまして千葉市副市長の鈴木よりご挨拶申し上げます。

【鈴木副市長】　副市長の鈴木でございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げた

いと存じます。

委員の皆様方におかれましては、緊急事態宣言下、また今回も延長されるということでございますけれども、宣言下にかかわらず、ウェブのご出席も含めまして多くの皆様にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から市政に関しましてご支援、ご協力いただいておりますことを、この場をお借りして改めまして御礼を申し上げたいと存じます。

本年、2021年でございますけれども、本市は1921年、大正10年１月１日に市制を施行をいたしまして、ちょうど本年が市制施行100周年を迎えるという節目の年になっております。この100年、その1921年のときのスタート時でございますと人口が３万4,000人、市域面積が約15平方キロでございまして、現在、千葉市人口は98万人、市域面積が約272平方キロということで大きく成長をしてきた、都市としての発展を進めてきたというふうに考えているところでございます。

特に戦後でございますね、ちょうど太平洋戦争の昭和20年に千葉の７割ぐらいは空襲に遭いまして大きな被害を受け、戦後復興から新たな千葉市のまちづくりが始まったというところでございまして、その戦後復興を経まして現在に至るということで、この間の都市づくりに携わった皆様、先人の皆様への感謝というのを忘れてはいけないというふうに我々も思っておりまして、これからの100年のまちづくりについて、また現在、総合基本計画等を策定しながら、次の世代の市民の皆様につなげていくまちづくりをしっかりやっていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

ご存じのように、今、千葉駅周辺や幕張新都心エリアにおいても、まちの新たな機能更新の動きが出てきております。そういった中で、引き続き都市計画審議会の委員の皆様にもいろいろとご意見、ご審議をいただく案件もあろうかと存じますので、引き続きよろしくお願いしたいと存じます。

本日はご審議いただく案件は２件でございます。何とぞ引き続きのご審議を賜りますようお願い申し上げまして、整いませんがご挨拶と代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

（中村委員　入室）

【司会】　続きまして、千葉市都市計画審議会の北原会長からご挨拶をお願いいたします。

【北原会長】　皆さん、こんにちは。

まず、大変お忙しい中、委員の皆さんにはご参集いただきましてありがとうございます。また、千葉市の職員の皆様も、お忙しい中にご苦労さまでございます。

コロナ禍の第３波がなかなか収まらないということで、非常事態宣言が１か月延長ということになってしまいまして、千葉市も感染者の数が県内自治体で、以前は東葛のほうが多かったんですが、最近は千葉市のほうが多いこともしばしばということで、大変緊張感を持って暮らさなければならない状態が続いています。

そういうこともありまして、今回も前回と同様にウェブツールを使っての委員のご参加も併せて行っております。ウェブツールというのは大変便利ですが、やはりリアルな議論ができるということも大変重要なので、早くコロナ禍も収まって、この場にご都合のつかれる方、皆さんお集まりになって議論できるような、そういう日が一日も早く来るといいかなと思います。

今日、モノレールの駅からブリッジを歩いてきましたが、大分、新庁舎の基礎工事が進んできています。新しい庁舎では市民が集まり、様々な交流ができるスペースも十分用意されているということを伺っています。完成は令和７年ということで、あと４年、それまでは元気でいたいなと思っております。

すみません、脱線しましたが、本日の議案は２議案ということで、よろしくご審議のほどお願いします。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

（宇留間委員　入室）

【司会】　ありがとうございました。

なお、誠に恐縮ですが、副市長の鈴木は所用のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

【鈴木副市長】　よろしくお願いいたします。

（副市長　退席）

【司会】　続きまして、本日の資料を確認いたします。

事前にお送りさせていただきました資料として、議案書でございます。また、本日お配りしました資料は５点、次第、席次表、委員名簿、審議会条例、新型コロナウイルス感染対策についてでございます。

不足している資料はございますでしょうか。

それでは、議事進行を北原会長にお願いいたします。

（ウェブ参加者１０名を確認）

【北原会長】　それでは、進行役を務めさせていただきます。

まず最初に、議事録署名人の指名です。今日は周藤委員と押田委員、お二方ともウェブ参加ですが、よろしくお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ウェブはこういうときも

反応が少し分かりづらいことがありますが、よろしくお願いします。

【周藤委員】　了解しました。

【北原会長】　どうもありがとうございます。また、傍聴の方はお配りした注意事項をお守りいただき、審議会の進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。

第１号議案、千葉都市計画道路の変更について、事務局から説明をお願いします。

【橋本都市計画課長】　都市計画課の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。失礼いたします。

第１号議案、千葉都市計画道路の変更についてご説明いたします。

今回お諮りいたします路線は、３・４・37号幕張本郷松波線でございます。

初めに位置について説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

青色で示しますのが３・４・37号幕張本郷松波線でございます。起点を花見川区幕張本郷７丁目、終点を中央区松波２丁目とする延長約8,710メートルの道路でございます。今回変更いたします区域はＪＲ幕張駅の北側、赤色で示します２か所でございます。

続きまして、幕張本郷松波線の整備状況ですが、スクリーン上、緑色が事業中、黄色が未整備の区間を示しております。本変更区間と関連いたします幕張町の区間につきましては、土地区画整理事業と併せて整備することとなっておりましたが、このたび街路事業により先行して整備を行うこととなりました。この区間が整備されますと、習志野市境から広域避難場所に指定されている東京大学検見川総合運動場まで一本の道路でつながることとなります。

続きまして、スクリーンに表示しておりますのが変更区域周辺の平面図でございます。

左が起点側で右が終点側となっております。赤色で示す区間が今回の変更箇所でございます。都市計画道路の区域を変更するのは美浜長作町線、これより西側の新たに整備を行う予定の区間と、既に供用している瑞穂橋を含む、その西側の区間の２か所でございます。緑色で示しておりますのが、東幕張土地区画整理事業の都市計画で決定している区域でございます。そのうち黄色の区域では平成８年から区画整理事業を行っており、平成21年に幕張本郷松波線の供用を開始しております。

なお、残りの瑞穂橋から西側の未施行区域内では、都市計画事業ではなく道路事業により整備を行いました。

続きまして、都市計画の変更内容について説明いたします。議案書と併せてご覧ください。

都市計画道路中、３・４・37号幕張本郷松波線を次のように変更いたします。

種別は幹線街路、名称は３・４・37号幕張本郷松波線でございます。

位置は、起点、千葉市花見川区幕張本郷７丁目、終点、千葉市中央区松波２丁目でございます。区域は延長約8,710メートルでございます。

車線の数の内訳につきましては、２車線区間を約1,970メールから約7,320メートルへ変更するとともに、４車線区間を約6,740メートルから約1,390メートルへ変更いたします。この変更は、本路線の車線の数を決定した際、幅員18メートルで決定している区間の全域を４車線とみなしたためでございます。この経緯を図で説明いたします。

スクリーンには、本路線の幅員ごとの延長を表示しております。起点から稲毛駅付近までの約6,740メートルを幅員18メートルで決定しており、このうち４車線で整備されているのは黄色で示す区間、東関東自動車道から稲毛駅付近までの約1,390メートルのみでございます。このため４車線で決定する延長は、既に４車線で整備された約1,390メートルのみとし、残る約7,320メートルを２車線へ変更いたします。

続きまして、構造ですが、構造形式は地表式とし、車線の数は２から４車線と表記しておりましたが、本路線の過半を占める車線数を記載する欄であるため２車線へ変更いたします。幅員は18メートルでございます。地表式の区間における鉄道等との交差の構造は、京葉道路などの３路線と立体交差としており、幹線街路との平面交差は４か所でございます。

次に、区域の変更内容について説明いたします。

美浜長作町線より西側の区間について説明いたします。青色で示しますのが幕張本郷松波線でございます。黒の１点鎖線で道路の中心線を表示しております。美浜長作町線との交差点でこの中心線が食い違っており、これを解消する必要があることから、黄色で示す区域を廃止し、赤色で示す区域を新たに追加いたします。この食い違いは、美浜長作町線より東側の土地区画整理事業で整備した区間に起因しております。土地区画整理事業では、既に決定した都市計画の内容に適合して差異が生じないように配慮しておりますが、結果として当初決定していた位置に対して設計、施工、こういった中で差異が生じたものでございます。このことにより食い違いが生じております。

具体的な変更内容をイメージ図で説明いたします。

縦方向の道路が美浜長作町線で、横方向の道路が幕張本郷松波線でございます。現時点では美浜長作町線より左側の区間は未整備ですが、現在決定している区域どおりに整備いたしますと、交差点内で食い違いが生じてしまいます。この状態では車両走行に支障がございます。そこで、黄色の区域を廃止いたしまして、赤色の区域を追加するものでございます。そうするこ

とで、道路接続位置が上にずれますので道路中心の食い違いを解消することができます。

続いて、瑞穂橋西側の変更について説明いたします。

青色で示しているのが幕張本郷松波線でございます。本区間は既に供用しておりますが、都市計画で決定している区域と差異がございます。現況道路は都市計画決定された道路と幅員をはじめ同等の機能を有していることから、黄色で示す区域を廃止し、赤色で示す区域を追加することによって現況道路に都市計画を合わせるものでございます。

最後に変更の理由でございます。

本路線は３・３・15号美浜長作町線との交差点部において中心線に食い違いが生じているため、車両走行の安全確保の観点から食い違いを解消する必要がございます。また、瑞穂橋付近では本路線と同等の機能を有する道路が既に整備されておりますが、決定している都市計画と差異が生じていることから、これを解消する必要がございます。このことから、本案のとおり区域を変更するものでございます。

なお、区域中の車線の数の内訳及び構造の中車線の数について、表記に錯誤があったことから変更するものでございます。

本案件につきましては、令和２年12月２日から16日までの２週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上が第１号議案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【北原会長】　どうも説明、ご苦労さまでした。

第１号議案について、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思いますが、まず、ウェブ参加の方からご質問、ご意見ございましたら、ビデオのカメラのほうに向かって分かるように手を差し伸べる感じで挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、会場の委員の皆さんからご質問、ご意見を受けたいと思います。いかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】　今回の議案では、美浜長作町線との交差部や瑞穂橋付近の区域の変更ということで、追加と廃止する区域では、実際に影響のある家などはあるのかどうか伺います。

【北原会長】　事務局、お願いします。

【橋本都市計画課長】　都市計画課でございます。

まず、美浜長作町線の西側、いわゆる東京側ですね、こちらにつきましては、お手元の議案

書の３ページをご覧いただきますと、先ほどの説明の中で話があった、いわゆる黄色の廃止する区域、こちらでは今回の廃止により道路から外れる家屋、これは図面等から読み取りますと７棟ございます。それから、赤色の追加する区域、こちらでは今回の追加によりまして新たに道路に入る家屋、こちらも７棟ということで認識しております。

それともう一つ、千葉側、議案書でいいますと４ページの図面のほうで瑞穂橋付近の件ですけれども、黄色の廃止する区域では、今回の廃止により４棟の家屋が道路から外れまして、赤色の追加する区域では、こちらはもう既に道路の整備は完了しておりますので、新たに道路に入ってしまう家屋はございません。

以上でございます。

【北原会長】　中村委員。

【中村委員】　美浜長作町線との交差部から本郷方面への道路整備が進められると、かなりの移転が行われます。何軒が影響があるのか、現在都市計画法第53条で申請許可して建築可能かと思われる新築の家が幾つか道路線上にありますが、道路整備に当たってスムーズな移転となるのか伺います。

そして、今年度末に事業認可となると、その後は住宅の建築が認められませんが、該当住居への周知はどうなっているのか伺います。

【北原会長】　事務局、お願いします。

【日暮道路計画課長】　道路計画課長をしております日暮秀訓でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

３点ございましたが、まず１点目、何軒に影響があるのかということでございますが、現在、取得面積や土地の境界を確定させる用地測量を実施中でございます。そのため現在、正確な移転対象者数をお示しすることはできませんが、おおむねでございますが、約80軒程度であるというふうに見込んでおります。

また、これまで事業認可前の53条申請についてスムーズな移転という部分でございますが、こちらにつきましては、移転後の生活に不安がないように、地権者の皆様からのご要望に対しましてできる限り丁寧な説明をしていくことで、しっかりと合意形成を図りながら早期の完成を目指していきたいというふうに考えております。具体的に、地権者様のご都合による部分も非常に大きく寄与する部分でございます。そのことから、そこら辺をしっかりと受け止めながらということになるんですが、早期完成を目指してしっかりと対応していきたいということでございます。

３点目でございます。事業認可後の建築制限についてでございます。これまで地元説明会を大きく２回に分けて、かつ各町会ごとに複数回実施してまいりました。その中で、しっかりとこの辺の説明については周知してきたつもりでございます。加えまして、今年度末をめどに地権者の皆様を対象に、用地取得に対する意向調査を実は予定しております。その調査書の中で、改めて事業認可取得後に発生する地権者の皆様への制限などについて、改めて周知する予定でおります。

以上でございます。

【北原会長】　中村委員。

【中村委員】　市の都合で道路の整備が進められ、住民が同意したとしても、道路整備と移転補償などの話合いなど、時期とタイミングを逸してしまうとどちらにとっても損失になる場合が多いかと思われます。近隣の方からも、入居をしていないのに建てることへの疑問の声があったりですとか、ただ、その土地の所有者の権利があるとはいえ、合意と納得の下で慎重な対応を求めておきたいと思います。

長期的には、確かに先ほどの最初の全体像の説明があったところで、習志野のほうから、実際に道路の整備がされていないがために、幕張本郷から幕張に当たる茶屋坂という道路のほうを習志野方面からかなりの抜け道として使われていて、習志野ナンバーが非常に多いということも地元の方というかな、苦情という形で要望はされているので、本来はちゃんと道路の整備がされていれば、こうした一般の道路を抜け道的な形で必要以上に使うということがなく済むのかなというふうに思いますので、そのあたりも含めて対応をしていただければということを求めております。

以上です。

【北原会長】　どうもありがとうございます。

ご要望、ご意見ということで、事務局よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは採決をとります。

第１号議案、千葉都市計画道路の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北原会長】　ありがとうございます。

全員賛成ですので、原案のとおり可決いたします。

ここで事務局の入替えを行うんですね。入替えがありますので、それでは、今30分で、35分再開、もうちょっとか。では、40分再開ということにしたいと思います。

午後　１時３０分　休憩

午後　１時３６分　再開

【北原会長】　40分にまだなっていませんが、皆さん、おそろいのようですので再開したいと思います。

それでは、第２号議案、建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について、事務局から説明をお願いします。

【豊田建築指導課長】　建築指導課、豊田でございます。座ってご説明させていただきます。

第２号議案、建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について説明させていただきます。

説明の前に、事前にお配りしています議案書の中に一部誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

議員書１ページになりますが、下から５段落目、10行目になるんですが、「運搬車両の出入りは１日最大26台の計画であり」と記載がありますが、車両の台数に誤りがあり、正しくは70台でございます。謹んで訂正をお願いいたします。理由につきましては、後ほどご説明させていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。スクリーンをご覧ください。

本議案の説明に入る前に、建築基準法第51条ただし書きの規定について説明させていただきます。その後、本議案の計画概要と周辺環境への影響について説明させていただきます。

引き続きスクリーンをお願いいたします。

建築基準法51条では、卸売市場や火葬場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設などは、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないと定められております。ただし、特定行政庁、ここでは千葉市長でございますが、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りでないとされております。本議案は、この規定により都市計画審議会に付議するものでございます。

それでは、議案の内容を説明させていただきます。

まず、計画概要でございます。

議案書１ページをお願いいたします。引き続きスクリーンをお願いいたします。

事業者は、株式会社松本運送、リソースガイア株式会社でございます。

名称は、一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設で、敷地の位置は中央区浜野町1025－157ほか、記載のとおりとなります。

敷地面積は4,856.27平方メートルでございます。

設備の概要になりますが、種別欄に「既存」と一番下の欄にございます処理については、以前建築基準法第51条許可を取得し、現在、処理をしている内容でございます。今回は「増設」と記載の一般廃棄物のペットボトルの圧縮梱包について、処理機を増設するとともに、「新規」と記載の産業廃棄物のペットボトルの圧縮梱包について新たに受入れを行うものでございます。

なお、圧縮梱包処理は廃棄物をリサイクルする際に中間処理として行うことにより減容化ほか、運搬の効率化を図るものでございます。

次に、議案書の２ページをお願いいたします。

増設と新規の内容について詳しくご説明いたします。

上の表１の取り扱う廃棄物、工程及び処理能力をご覧ください。

種別欄に増設と記載の一般廃棄物のペットボトルの圧縮梱包については、現在、下の表２の主要設備の概要に①と記載した処理機を使用し、１日の稼働時間を9.5時間として処理を行っているところ、今回計画では②と記載の処理機を増設しまして、稼働時間を24時間に変更するものでございます。また、同じ処理機を使用しまして、新たに産業廃棄物のペットボトルの受入れを行うものでございます。

現在、千葉市の一般廃棄物のペットボトルの圧縮梱包につきましては、株式会社佐久間と株式会社松本運送の２社の共同企業体により処理をしておりますが、いずれかの施設で処理機の故障により処理が滞るような不測の事態に備えるため処理機を増設するとともに、稼働時間を増やすものでございます。

スクリーンでは、圧縮梱包処理について建築基準法第51条許可の対象となる基準と、申請敷地内の処理内容等をお示ししております。

一般廃棄物のペットボトルの圧縮梱包については、今回の計画に伴い処理能力が日量4.75トンから24トンに増えます。法第51条許可の対象となる日量５トンを超えるため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、都市計画審議会の議を経て許可を要する処理施設となることから、今回ご審議いただくものでございます。

議案書１ページに記載の理由につきましては、次ページ以降の資料により説明させていただきます。

議案書の３ページになります。敷地の位置でございます。

赤線でお示ししているのが申請敷地になります。ＪＲ浜野駅の西北西約800メートルに位置しております。用途地域の大半は工業専用地域で、一部工業地域となっております。

議案書の４ページになりますが、申請敷地周辺の土地利用現況でございます。赤色の実線で囲まれているのが申請地となります。敷地周辺は工業系の用途地域であるため、主に青色でお示ししております工業系の建物、また灰色で示しております南部浄化センター等が位置しているほか、敷地東側の国道357号の沿道にはオレンジ色で示しております商業系建物が位置しており、住宅からは100メートル以上離れており、学校や病院などはございません。

議案書の５ページになります。配置図でございます。

敷地は図面下側、建築基準法第42条第１項第１号の規定による道路である幅員10メートルの市道浜野町４号線に接しており、出入口は図面下側に２か所設けられております。敷地内には既存建物として５棟が立地しております。まず敷地北東側、図面の右上に位置している工場棟１でございます。ペットボトルの破砕処理を行う建物でございます。今回この建物に変更はございません。次に、図面の左上に立地している工場棟２でございます。今回増設を計画しているペットボトルの圧縮梱包処理を行う建物でございます。敷地内には、その他、建替えを計画している倉庫棟、事務所棟、トイレが図面記載のとおり立地しております。

続きまして、許可対象の一般廃棄物のペットボトルに関し、搬入から搬出までの流れを説明させていただきます。

スクリーンですね、千葉市においては、各家庭から排出されるペットボトルを資源物として分別収集しております。地域により曜日は異なりますが、週に１度、市の委託業者がペットボトルを収集しております。③の写真でございますが、収集されたペットボトルは中央区新浜町にあります新浜リサイクルセンターへ搬入され一時保管されます。その後、新浜リサイクルセンターから搬出し、申請敷地内の工場棟２へ搬入されます。搬入されたペットボトルは⑤の写真のように圧縮梱包された後、日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者へ搬出することとなります。

続いて、議案書の６ページになりますが、工場棟２の平面図でございます。

②の圧縮梱包機が、新設する圧縮梱包機です。平面図の上側に車両作業通路がございますが、ここからペットボトルを搬入し、受入保管場所と記載の場所に一時保管いたします。圧縮梱包機左下に投入方向とございますが、一時保管したペットボトルはこちらへ投入されます。コンベアを流れ、選別されたペットボトルは処理機を通り圧縮梱包されます。圧縮梱包されたもの

をベールといいますが、これらのベールは倉庫棟で一時保管された後、搬出されます。

なお、搬出されたベールは再資源化事業者が塊をほぐし、きれいに洗い、砕くなどして、ペットボトル原料やパック原料として再利用されることとなります。

以上がペットボトルの搬入から搬出までの流れでございます。

続きまして、議案書の７ページですが、搬出入経路でございます。

赤線でお示ししたのが申請敷地でございます。申請敷地前面の市道浜野町４号線から国道357号へ接続いたします。それぞれの道路幅員につきましては記載のとおりでございます。

以上が計画施設についての概要でございます。

続きまして、交通や騒音など、周辺環境への影響について説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

まず、搬入搬出に伴う運搬車両の出入り台数でございますが、最大で１日70台の計画となっております。冒頭に訂正した部分でございますが、当初26台としていたものは、平常時の受入れ計画数量の最大から台数を算出しておりました。しかし、共同企業体のもう一社である株式会社佐久間の処理機が故障し、一時的に申請地のみで処理する場合などの緊急時に24時間稼働する可能性があることから、その際の最大の台数として１日70台に訂正したものでございます。道路交通調査によりますと、搬出入経路となる国道357号の昼間の交通量は約３万5,000台の往来であり、本計画が搬出入経路となる道路に対して交通上及ぼす影響は軽微なものとなっております。

次に、騒音でございますが、圧縮梱包機及び破砕機稼働時の騒音予測値は、敷地境界において、騒音規制法及び千葉市環境保全条例における工業専用地域及び工業地域の規制値内となっております。

また振動につきましても、稼働時の振動予測値は敷地境界において、振動規制法及び千葉市環境保全条例において定める工業地域の規制値内となっております。

臭気につきましては、取り扱う品目がペットボトルであり、臭気の発生は少なく、周辺環境に対する影響は軽微なものとなっております。

次に、事業所からの排水ですが、敷地内の雨水排水は雨水貯留槽を経て水路へ放流いたします。また、建物内からの生活排水は下水道本管へ放流し、既存の破砕処理工場から発生する工場排水は排水処理装置を経て水路へ放流いたします。このようなことから、公共用水域への影響は軽微なものとなっております。

また、最初に説明させていただいたとおり本敷地の周辺は工業系の用途地域であり、学校や

病院などの施設はなく、周辺の土地利用に対する影響は軽微なものとなっております。

以上により、本施設の敷地の位置について、都市計画上、支障がないと認められるため、都市計画審議会の議を経て許可しようとするものでございます。

以上が第２号議案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【北原会長】　どうもご苦労さまでした。

第２号議案について説明をしていただきましたが、ご質問、ご意見を受けたいと思います。

まずウェブ参加の委員の皆さん、ご質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

よろしいですね。

それでは、次に、会場の委員の皆さんからご質問、ご意見ございましたら挙手をしてください。お願いします。

中村委員。

【中村委員】　お願いします。

この浜野町で一般廃棄物産廃処理施設でペットボトルの圧縮梱包を行う処理機を増設し、１日9.5時間で4.75トン稼働時間を24時間24トンに大幅に増加するものですが、千葉市のペットボトルを株式会社佐久間と株式会社松本運送で分担して対応するようです。現場を見ましたが、ごみステーションで８割、９割ふたが取ってあり、周りの包装なども取ってあるものが多くなっていますが、中には作業する方が手作業でふたを取ったり、対象とならないものを仕分けをしていました。コロナの感染拡大によって自宅で過ごす方が増え、ペットボトルの消費も増えており、作業する方もどれが感染した方が利用しているのか分からずにいます。安全対策も懸念しますが、市ではどう認識しているでしょうか。

そして、通常のペットボトルではないものはごみとして事業者から市に戻ることになるようです。タンク型のペットボトルの水入れや油などの容器などは、対象ではなく弾かれています。そもそも分別する際には周知と啓発をより徹底しながら、ごみ減量になるよう取り組むことも重要だと考えますが、市の見解を求めます。

処理する量が増えることで、作業はかなり複雑で手作業を伴い、24時間とした場合の職員の増員や体制はどうなっているのでしょうか、伺います。

以上です。

【北原会長】　事務局、お願いします。

【川瀬産業廃棄物指導課長】　産業廃棄物指導課、川瀬と申します。

今の質問で、３点ほど質問があったかと思います。

まず、コロナ禍での安全対策ということなんですが、これについては、当事業所のみならず廃棄物処理施設全般について言えることなんですが、当事業所については、機械で分別等の作業を行っている工程もありますが、やはり異物の除去作業についてはどうしても手作業による部分があります。よって、作業員の方々の感染防止対策は非常に重要であると認識はしております。マスクや手袋の保護具を適切に使用することや、作業後には、その都度消毒を徹底すること、やるべきことを徹底して行うように注意喚起をしております。

また、新浜リサイクルセンターで委託をしているのですが、本市と松本運送にて報告会を行っており、その都度、改めて注意喚起を行っているところでございます。

次に、周知についてなんですが、現在、千葉市のごみ減量と出し方ガイドブックの配布やホームページ、ごみの分別に関する動画などにより、正しい分別方法を周知し、焼却ごみ削減につながるよう啓発を行っております。今後も効果的な周知に努めていきたいと考えております。

次に、職員体制についてだと思うんですが、当事業者で手選別ラインとして、現状５名で実施しているとのことですが、24時間とした場合は増員して対応するということで伺っております。

以上でございます。

【北原会長】　中村委員、お願いします。

【中村委員】　作業中に、まれに医療針などが混入している場合があって、市に報告していると伺いました。ぜひ安全に対応できるように市民への周知徹底をお願いしたいと思います。

ペットボトルなどの製品でありながら、その後処理する工場の規格外ということで、タンク式のペットボトルなどが再処理対象外というのも大変残念に思います。その後の委託先での処理が可能となるようにできないのか、もしくは本来製造している会社の責任で引取りやリユースできるようにすることも大事ではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

そして、工場の敷地にペットボトルが、私が行ったときは風で結構散乱している状況で、清掃は１日何回やっているのかというのは気になったのと、それとリサイクルの対象外のものや汚れたものをまた返却するということですけれども、その量は一体どのぐらいになるのか伺います。

そして、ごみと資源物の選別が難しいことがやっぱり課題かなというふうに思って、いろいろ示されてあっても、結果として相当残っているのを見たときに、それだけが本来はリサイクルできないわけですから、やっぱりその徹底をすることが必要じゃないかなというふうに思う

し、ふたもかなりの数がキャップだけでまとまって何梱包も置いてあるわけですよね。それは全部外したわけですから、本当はそのキャップも外してちゃんと出さなきゃいけないということが徹底されていないがために、そこで手作業でいろいろリスクを感じながらやらなきゃいけないというのは、かなり職員の方の負担もあるかなというふうに思います。そういった市民へのより、教育も含めて、ふたなんかももっと設置を、本来はステーションも含めたところとかに対応するとかということが必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、やっぱり今、海洋汚染がプラスチックの問題でも非常に大きな問題になっているので、やはり脱プラスチックの方向に進めていくべきではないかなというふうに思いますが、見解を求めて終わります。

【北原会長】　事務局、お願いします。

【川瀬産業廃棄物指導課長】　産業廃棄物指導課です。

まず質問が多く、５つぐらいですか、あったと思います。

まず、１個目の質問といたしまして、タンク式のペットボトルが処理対象外ではないかということだと思うんですが、これについては、今回これは容器包装リサイクル法という法律にのっとってリサイクルをしております。タンク式の場合は、これは製品になってしまうんですね、ペットボトル、同じ材質でできていても。それが容器ではなく製品、物自体が製品や商品となっておりますので、容器包装リサイクル法の対象外のものとなってしまうんですね。そうすると、これが容リルートと言っているんですが、そこには載らない、リサイクルできないものとなってしまうため除外されている、こういう状況がございます。

次に、委員が現地を見たときに風でペットボトルが散乱していたということなんですが、清掃はどのぐらい行って、清掃の頻度ということだと思うんですが、事業者から１日当たり、午前、午後、清掃を行っているということでございます。やはり廃棄物処理法で施設の清潔の維持ということは規定されておりますので、その辺は徹底して清掃を行ってもらうようしていきたいと考えております。

あと、リサイクル対象外や汚れたもの、新浜リサイクルセンターに返却する、それでその量はどのぐらいかということだと思うのですが、毎年ペットボトルが約3,500トン、市全体で3,500トン収集されます。そのうち容器包装リサイクル協会に引き渡されるものが約3,100トン、残りの400トンがリサイクル対象外で、これは清掃工場で焼却されているという現況でございます。

次に分別、ラベルとかキャップ、これは外すということですが、これも先ほどの質問と同じような回答になってしまうのですが、ごみの減量と出し方ガイドブック、ペットボトルの正しい排出方法について配布をしております。これについて、できるだけ周知をしていきたいと考えております。

あと、最後に脱プラということで、それの施策についてということだと思うんですが、現在、来年度から２年間、２年度にかけましてごみ処理基本計画、この改定を予定しております。その中で、このプラの施策については検討していきまして、盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【北原会長】　中村委員。

【中村委員】　清掃事業所のほうの話では、ペットボトルの中に油を入れたり、調味料を入れたりということで、そのモラルも含めて、やっぱりその徹底が、ガイドブックやホームページだというんじゃなくて、ステーションで回収する場所に、ほかのものは大体いいと思うんですよね。やっぱりそのあたりの、これは違うというところの、特にそういう、こうやって400トンも結局無駄にしちゃうんだったら、それを対象じゃないというところをもう少し示すとか、そういった手だてをすれば、本来はごみのほうに入れるとかいうことで迷ったりすることもたくさんあるなというふうに、かなり細かく示さないと、なかなか難しいなというふうにちょっと思うので、そのあたり、ぜひ対応をしていただければなというふうに思います。

本当に現場を見れば作業の大変さも分かるし、やっぱりきれいなペットボトルを出すことを市民の一人一人の努力と分別の細かな仕分けを徹底することが大事だなというふうに痛感をしています。ただ、本来はプラスチックの分別対応もぜひしていく中で、ごみの減量はもっと進んでいくかなというふうには思うので、そうしたことを求めて終わります。

以上です。

【北原会長】　どうもご意見をいただきました。事務局、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにご質問、ご意見ございましたら。

川合委員、お願いします。

【川合委員】　お疲れさまでございます。幾つかご質問させていただきます。

まず、都市計画法上の許認可というのはおおむね理解はしているんですけれども、当然、一般廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法上の千葉市の許可を出しているかと思うんですけれども、この変更に伴う一般廃棄物の申請に関してはどのような形で進んでいるのか教えていた

だけますか。

【北原会長】　事務局、お願いします。

【川瀬産業廃棄物指導課長】　産業廃棄物指導課でございます。

一般廃棄物処理施設の許可の申請につきましては、現在、一通り終わっておりまして、今回の都市計画審議会、この議をもちまして許可を出す、そのようになっております。

以上でございます。

【北原会長】　川合委員。

【川合委員】　ありがとうございます。

都市計画法上の許可が出て、廃棄物のほうの処理の許可が出ないとかということがあってはならないと思ったので、ちょっとお聞かせ願いました。

もう一点、今回の新規でつくる圧縮の機械なんですけれども、これは産業廃棄物も一般廃棄物も、同じラインを使って処理をするという形になるかと思うんですけれども、そのことに関して廃棄物処理上、大きな問題点はないかとは思うんですが、そこに関する市のほうの見解を教えていただければと思います。

【北原会長】　お願いします。

【川瀬産業廃棄物指導課長】　今のご質問ですと、一般廃棄物と産業廃棄物、両方処理することについて問題はないのかということだと思うのですが、今回、一般廃棄物で処理するものが、先ほども説明しましたとおり容器包装リサイクル法、これに該当するペットボトルということになります。方や産業廃棄物になるんですが、同じペットボトル、事業所から出るペットボトルは産業廃棄物としてなってしまいますので、これが一般廃棄物のものと併せて処理をされるとなると、容器包装リサイクル法の引取り基準、これを満足しないことになってしまいますので、これは併せて処理はできないことになっております。その辺は徹底して指導していきたいと考えております。

【北原会長】　川合委員、お願いします。

【川合委員】　一般廃棄物は許可事業でありますし、産業廃棄物は届出事業になりますので、そこで同じラインでやることによっての混ざってしまったりとか、不備があってしまうと非常に、根本的に問題が生じてしまうと思いますので、そこのところは指導のほうをしっかりと徹底していただきたいと思います。

私からは以上です。

【北原会長】　ご意見をいただきました。よろしく、事務局、対応をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

福田委員、お願いします。

【福田委員】　すみません、最大で70台、搬出入される可能性があるということだったんですけれども、昼間の交通には影響がないということだったんですが、24時間稼働ということで、搬出入時間は特に制限はなく夜中でも入ってきたりできるようになるのか、何か取決めがあるのか教えてください。

【北原会長】　事務局、再度お願いします。

【豊田建築指導課長】　建築指導課でございます。

24時間稼働というのは臨時的な措置になると考えられますので、周辺に影響のないような範囲で搬入搬出を計画していきたいと考えております。

以上です。

【北原会長】　福田委員、いかがでしょうか。

【福田委員】　了解しました。

【北原会長】　どうも。

ほかにいかがですか。

よろしいですか。

それでは採決をとります。

第２号議案、建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物及び産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北原会長】　ありがとうございます。

全員賛成ですので、原案のとおり可決いたします。

これで、一応用意された議題は全てご審議いただきました。熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

それでは、マイクを事務局のほうにお返しします。よろしくお願いします。

【司会】　これをもちまして、本日の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

午後　２時１０分　閉会